

しているところもある(高松)。

(例) 県余裕金の商工中金への預託

県余裕金を商工中金を通じて中小企業へ融資する計画が各地に於て真剣に採り上げられる気運が高まつている(秋田、金沢、高松、高知)。然し業者の融資希望額は県の預託金額を遙かに上廻り、中には便乗的なものも少くなく、右の内どの程度が採り上げられるか疑問とされている(秋田)。

(イ) 其の他

中小企業金融難に対処するため業者の側に於ても信用協同組合設立の動きが漸次高まつているが(福島、静岡、松江)、中には小規模のもので経営上の諸点に難色が窺われるものもあり(静岡、松江)、組合の濫立防止旁々資産構成の健全化、上級機関の設置等が必要視されている(松江)。なお長野県に於ては全県一本の信用協同組合結成の気運がみられ、その成行が注目されている(松本)。

又神戸銀行に於ては中小企業金融専門店舗とは別に信用保証協会の保証の下に兵庫一〇〇百万円大阪府三〇〇百万円を融資総額限度として中小企業に融資する中小企業特別融資制度を設け四月一日より実施することとなつたがその成果が期待されている(神戸)。

右の如く中小企業金融対策は一応出揃つた感があり、之が円滑な運用については企業の側に於ける合理化の促進が要請されている。然し中小企業の苦況を打開するためには金融政策のみによる対策には既に限界があるとして内外有効需要の喚起のための何等かの措置を要望する声が一般に強くなつている(福島、京都、広島、松江、高知)。

(例) 農村金融事情

供米代金の流入一巡後納税資金、営農資金の引出顕著なため農中系統金融機関の資金繰は一層深刻化し、貯払の停止乃至制限を行う単協組が各地に発生している(各店)。尤も多角経営の可能な天然条件に恵まれている地方の農村金融は比較的余裕を示し(神戸)未だ表面的な問題となつていないところもある(静岡、松江、福岡、熊本)。

農村金融逼迫の原因としては米価の低位決定、開収入の減少、納税資金の重圧

及び肥料等の値上りによる営農資金の増大にもよるが、更に系統機関の運営の拙劣による資金の固定化、報奨物資の滞貨の増大によることも大である(各店)。之に対し農中、県信連に於ては単協組に対し、出資金の増大(仙台)、過大資産の売却、定期性預金への強制振替等種々の対策を考慮指導しているが(松江)、更に滞貨、未収金等に対する特別の措置の実施が望まれている(札幌)。又季節性の激しい資金を対象とした金融機関が成り立ち得るや否や金融機構の検討が望まれている(松本)。

右の如き単協組の金繰りの悪化を映じて県信連の金繰りも逼迫化し、貸出金の回収強化、事業連に対する貸出の制限を行つているが、その成果は余り期待出来ず、四月以降出来秋迄の端境期に於ては農中よりの無担保借入に依存せざるを得ない実情にある(各店)。かくて系統機関金融の逼迫は昨年比し二カ月前められた感があり(前橋、松江)、農業手形の出廻りも昨年より増大している(各店)。

各国の支払準備制度註

(ニユーヨーク連邦準備銀行月報
一九五五年十月号掲載論文翻訳)

〔要旨〕

一、ここ数年間多数の国において支払準備制度が創設され、又支払準備率の変更も度々行われ、信用抑制手段としての支払準備制度の役割は大きくなつた。現在迄の経緯は支払準備制度及び準備率の変更という機能は公定歩合政策、公開市場操作とともに金融調整の主要な役割を果すものであることを示している。

二、支払準備制度は当初預金者保護の目的をもつて設けられたものであるが、一九三〇年以降量的金融調整の一手段として再認識され、一九四〇年以降支払準備金の設定及び支払準備率変更の権限は金融調整の一手段として中央銀行に對し付与される傾向は一般的となつた。

一、支払準備制度には支払準備率の変更され得る可変準備制度（採用国二十六か国）、支払準備率が法令によつて固定されている固定準備制度（採用国五、六か国）及び特に戦後みられたものとして現金の外、国債その他の銀行資産の一部を支払準備として認める形式の特別準備制度（採用十三か国）がある。然し最近の傾向としては多数の諸国が現金とともに国債その他の収益資産を支払準備として認める方式よりも、支払準備は中央銀行に対する預け金のみに限り、而も支払準備率を変更し得る可変準備制度を採用し又これを強化していることは注目すべきことである。

一、支払準備制度が実施されていないのは十二か国で、日本、アルゼンチン、スペインを除き他は何れも銀行制度の未発達な国である。

一、要求預金に対しては定期預金に対するより高率の支払準備率を課しているものがあるが、最近では全ての種類の預金に対し一律の支払準備率を課す傾向がある。一部の国では預金残高に対してではなく預金の増加額に対し支払準備率を課している。又米国の如く銀行を地域的に区分し異なる支払準備率を課している国も若干ある。大部分の国においては現金支払準備は中央銀行に対する無利息預け金よりなり、又支払準備率変更可能最高、最低限度を設けている。支払準備額及び預金債務額は一週間又は一カ月の平均額により算定している国が多い。

一、支払準備率変更の度数は国によつて異なるが、支払準備制度は支払準備率の変更がない場合でも信用抑制効果を有する。支払準備率の変更は商業銀行が信用供与を行う場合に必要な過剰準備額を大幅に増減する必要があるとか、基本的金融政策を変更する場合に限つて行われている国もあり、またより弾力的に屢々支払準備率を変更している国もある。一部の国では支払準備率の変更は国際収支が国内金融に与える影響を調整するために主として利用され、又国債市場の未発達な国では公開市場操作の代用をしている国もある。又一部の国では支払準備制度を質的信用統制手段として利用した国もある。

一、貿易依存度の大きい国では銀行組織全体としての過剰準備額は季節的にも大きく増減し金融を攪乱することとなるので、金融政策の基調を変更する必要がある。

各国の支払準備制度

なくとも、右過剰準備の大幅な増減を均等化するため支払準備率の変更が行われる。

註 “Commercial Bank Reserve Requirements Abroad”, Monthly Review of Credit and Business Conditions, Federal Reserve Bank of New York, Oct. 1955.

〔訳 文〕

ここ数年間諸外国において通貨政策が復活するとともに、これらの諸国において商業銀行の支払準備制度は信用抑制手段としての重要性を増大してきた。多数の諸外国において支払準備制度が新たに設定され、或は既存準備制度の一部が改正され、又支払準備率変更の回数も増加している。今日商業銀行預金債務に対し支払準備を必要としない国は、ごく僅少にすぎない。

最近の支払準備制度創設の傾向

約二十年前には商業銀行をして中央銀行に最低額を法定準備として預金せしめる法律を有する国は、米国、南アフリカ、ニュージーランド、インド及び一部のラテン・アメリカ諸国にすぎなかつた。右以外の国では商業銀行が自主的に中央銀行に預金を預け入れているところもあり、更に、中央銀行に対する残高と同じく手許現金をも含めて最低現金支払準備を維持すべきことを規定した国も若干あつた。起源的には、これら支払準備金は殆ど全ての国において預金の引出しに依り得る充分な資金を確保する手段と看做されていた。従つて右準備金は商業銀行組織の流動性を確保すること、預金者を保護することを主たる目的とした。

一九三〇年代の半ばに至つて初めて、商業銀行の支払準備（原則として中央銀行に対する預け金残高の形式をとつて）が新規銀行貸出及び投資資金のアーバライビリティ、ひいては通貨量を調整する量的金融政策の一段としてみなされるようになった。支払準備がこのような新しい概念をもつてみられるに到つたことを明瞭に示す一つの証左は金融政策の一環として右支払準備率変更の法的権限が中央銀行に与えられたことであつた。右権限は一九三三年には制限された形で、一九三五年にはより広範な基準で連邦準備制度理事会に与えられ、一九三六年にはニュージーランド準備銀行に、一九三七年エクアドル、一九三九年ヴェネ

ズエラの各中央銀行に対し与えられた。

一九四〇年代初期以降、支払準備金を設定及び変更する中央銀行の法的権限は中央銀行法の一つの共通な特色となった。かかる諸規定は戦争中及び戦後数年間に多数のラテン・アメリカ及びアジア諸国の通貨法に加えられた。西ドイツ中央銀行制度に対しても同様に一九四八年の設立時に右法的権限が与えられた。

支払準備率が可変な支払準備制度へ移る傾向は最近二カ年一層顕著となつていゝる。カナダ及びノルウエーはかかる支払準備制度を法令によつて採用したが、フィンランド、オランダ及びスイスにおいては中央銀行と商業銀行及びその他銀行間で右趣旨の紳士協定が締結された。デンマークでは現行支払準備率を可變的なものとする法案が議会に提出された。かかる可変支払準備制度の普及傾向とは別に、種々の形式の特別準備——原則として現金及び国債もしくはその他の銀行資産の組合せ——が戦後数年間に多数の諸国で設定された。ベルギー、フランス及びイタリーでは戦後間もなく銀行制度の過度の流動性を削減するためにかかる特別準備制度が採り上げられた。スウェーデンでは朝鮮動乱後のインフレーション勃発時にはほぼ同様の支払準備制度が法令によつて一時実施された。(訳註、一九五五年初期に中央銀行と商業銀行間で自主的に預金債務に対し一定額の準備を保有する旨の協定が結ばれた) 他方、メキシコ及びフィリッピン等の如きラテン・アメリカ及びアジアの一部諸国では質的信用統制の一部としてかかる特別準備制度が採用された。これら諸国では準備として保有すべき所要資産に当局が増加せしめんと欲している特定の種類の貸出及び証券を含ませている。国債を準備として認めることは、実際には商業銀行資産としての国債を増加させることとなり、時として国債市場の発達を助長する一手段とみられる。

現 況

可變現金支払準備制度——商業銀行支払準備の最も重要な型式——は法令、もしくは金融当局、商業銀行間の協定のいづれかによつて海外二十六カ国で実施中である。北アメリカ及び欧州七カ国(カナダ、フィンランド、西ドイツ、ギリシヤ、オランダ、ノルウエー及びスイス)、ラテン・アメリカの九カ国(ボリビア、ブラジル、コロンビア、エクアドル、ガテマラ、ホンジュラス、パラグアイ、

ペルー及びヴェネズエラ)及びその他の十カ国(オーストラリア、ビルマ、セイロン、エジプト、韓国、ニュージーランド、パキスタン、タイ、南アフリカ及びヴェトナム)である。

中央銀行に対する預け金の外、手許現金及び国債その他の資産を支払準備としてみとめる特別準備制度が実施されたか、またはその施行が予想されるのは欧州四カ国(オーストリア、ベルギー、イタリー、スウェーデン)、ラテン・アメリカの六カ国(チリ、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、メキシコ、ウルグアイ)及び中・極東諸国の三カ国(イラク、イスラエル、フィリッピン)である。フランスでは、かかる準備は全て国債から成り立つておりまた可變現金支払準備制度を採用しているオランダにおいては短期国債及びその他流動資産を含む可變特別準備制度も存在する。

英国の場合は別である。同国では法律もしくは金融当局、商業銀行間の正式協定によつて設定された支払準備なるものは存しないが、概して商業銀行は手許現金、流動資産(財務省証券を含む)の預金債務に対する最低比率を維持するという慣習を一つの指針としている。恐らく銀行数が少ないということ、また当局及び銀行が密接に協力するという伝統があるが故に法的な制度を必要としないのである。

法令により一定率の法定準備を維持することを規定してある固定支払準備制度はデンマーク、インド、ポルトガル、トルコ及び一部中央アメリカ共和国でも実施しているが、これらは法令による以外は変更されることは出来ず、主として預金者の保護を目的とする。現金の他に短期国債の如きその他の流動資産を一般に含む右固定支払準備制度は可變現金支払準備制度を有する他の数カ国でも引続き実施されている。約十二カ国では商業銀行の支払準備制度が存しない。アルゼンチン、日本及びスペインを除き、これらの諸国の大部分の銀行制度は未発達である。しかし日本では中央銀行は、今迄実行はしなかつたが支払準備金を設定且つ変更する権限を有している。(訳註、日本では本行政策委員会に準備率変更の権限が与えられているが、設定については現行法上の明文はない。)アルゼンチンでは商業銀行は中央銀行に代つて預金を受入れる。

主な特色

支払準備制度の特徴は国ごとに相違していることは言う迄もないが、ある共通な特色を見出すことは出来る。大部分の諸外国は米国における如く要求払預金に對しては定期預金に對するよりも高率の支払準備率を課する法律を有している。法令に基いて、未使用当座貸越額を要求払預金として計算している国も若干ある。デンマークでは銀行間預金に對し支払準備を課する法律が提案されているとは云え、現行法令ではかかる準備を規定しているものはない。

全ての種類の預金に對し一律の支払準備率を適用する国も多い。特に過去二年間に支払準備制度を創設した国において然りである。要求払預金及び定期預金に對し異なる支払準備率を適用するというのは、銀行預金を保護することを目的とした初期の立法に根源を有するものである。然し乍ら支払準備制度は現在では或る場合には支払準備額を銀行信用膨脹可能最高限度を規制する手段として使用するという事、又銀行の信用供与の結果は定期預金よりはむしろ要求払預金が増大するという論理に立脚して、單に預金者保護という観点よりもより広い基盤の上で運用されている。

総預金額に對してではなく、預金の増加額に對して現金支払準備を必要とするという方法は、オーストラリア及びフィンランドで施行されている。預金の増加額に對し補足的支払準備——原則として現金に加え証券及びその他資産——を必要とするという方式はフランス及び若干のアジア及びラテン・アメリカ諸国において施行されているか、又は現行法律によつてこれを課することが出来ることとなつてゐる。

米国においては全国的な支払準備制度が最初に導入された時に存していた銀行組織に基因して銀行を地域的に区分して取扱つてゐるが大部分の諸外国においては支払準備率に關し銀行間に特別な区分を設けていない。ただメキシコ及び西独は地域的な区分をしている。西独は更に銀行の規模に応じて異なる支払準備率を適用しており、ベルギー、フィンランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデン及びスイスもまた各種の方法によつて銀行の規模に応じ異なる支払準備率を適用している。若干の国においては、手許現金を支払準備に含ましめてゐるが、大部分

各国の支払準備制度

の国においては支払準備は中央銀行に對する無利息預金より成つてゐる。特にカナダ及び若干の西ヨーロッパ諸国の如く、最近二カ年間のうちに支払準備制度を設けたところは、然りである。手許現金を支払準備として認めないこととなると單一銀行(訳註、支店を持たぬ銀行の意)の場合には、距離的な關係から比較的多数の手許現金を所有しなければならぬのでこのような銀行は、他の銀行に比し不利な取扱いをうけることとなるが、大部分の諸外国においてはこの問題は深刻ではないようにみえる。

一部の国においては、支払準備率の変更可能限度に制限はないが、大部分の国においてはその銀行組織の構造及びその現金通貨の変動の幅等の如何により支払準備率変更の限度を設けている。更に若干の国においては支払準備率の変更は漸進的で、事前通告が与えられなければならない旨を規定している。現金支払準備率の変更可能な最低及び最高限度は国によつて大きな開きがある。最低限度はオランダの零パーセントの如く低いものからキューバの一二・五パーセントのようにな高いものまでである。最高限度はカナダの一二パーセントが最も低く、ラテン・アメリカ及びアジアの多くの国においては五〇パーセントに達するものがある。預金の増加額に對する補足的準備は原則として一〇〇パーセントの高率まで設定し得る。

現在施行されている支払準備率もまた国によつて非常に異なる。現金支払準備はスイスの若干の銀行に適用されている二・五パーセントの低率からホンジュラスの要求払預金に對する三五パーセントの高率までである。この両極端の間で支払準備率が設定されているが、例えばカナダでは総預金に對して八パーセント、オランダでは一〇パーセントであり、西独では要求払預金に對し九乃至一二パーセント、又ニュージーランドでは二一・五パーセントである。

大部分の国において支払準備率変更の権限は中央銀行に与えられてゐる。例えばコロンビアの如く少数の国においては政府または中央銀行政策委員会におけるその代表者が中央銀行の決定に對し拒否権を所有しているか、又は政府が変更権を所有している。若干の国においては、支払準備率変更の権限は特別な機関例えばベルギーの銀行委員会、ギリシヤの通貨委員会に与えられてゐる。

支払準備額を算定するには各種の方法が用いられている。大部分の国では毎日の支払準備額及び預金債務額は一週間から一カ月にかけての期間の平均をとっている。カナダ、オランダ及びスウェーデンでは特別の平均方法が規定されており、この場合には一カ月のうち或る特定の日々の支払準備額または預金債務額が問題となる。然し乍らニュージーランドを含む少数の国においては支払準備額の平均は許されず、支払準備額は日々守らなければならない。大部分の国は支払準備額の計算方法を基礎として準備不足額に対し罰則の規定があるが、その罰則の度合は国によつて大きな開きがある。

支払準備率の変更

支払準備率の変更が各国において行われているという最近の傾向は、一般信用状態を引縮乃至緩和する弾力的金融政策の一環として、この金融政策手段に対する依存度が高くなつてゐることを示すものである。支払準備率の変更は最近に至つて支払準備制度を創設した国々においてのみならず、支払準備率変更に関する法的権限を古くから有し、然しこれを実行していなかった国々においても屢々行われている。最も多く支払準備率を変更したのは西独、オランダ、コロンビア、メキシコ、オーストラリア及びニュージーランドである。西独においては一九四八年七月右制度が設立されて以来八回の変更が行われ、オランダでは一九五四年三月に創設されて以来七回の変更が行われた。コロンビアでは現行法が施行された一九五一年以降通常の支払準備制度が改正され、更に補足的支払準備が施行され又これが廃止された。一方メキシコでは支払準備率及び支払準備の構成が屢々変更された。オーストラリアの支払準備率―所謂「特別勘定」―は一九四一年創設以来屢々調整され、ニュージーランドでは一九三三年の初期の支払準備率が一九五二年に引上げられて以来三年間の内に九回の変更が行われた。

然し乍ら大部分の国においては支払準備率の変更はより度数が少く又当初の率に変更を加えていないところもある。その理由は第一にカナダ、ノルウェーの如く発達した銀行組織を有する多くの国が比較的最近に至つて可変的支払準備制度を採用したことである。第二に支払準備制度を導入した南米、アジア諸国の多くは、金融制度が相対的に未発達であるため、弾力的通貨政策の役割、従つて又支

支払準備率変更の効果も極めて限定されているということである。最後に支払準備率の変更は或る国においては過剰準備額が大幅に増減するとか、通貨政策が大幅に変更された場合に商業銀行が信用供与のため使用し得る過剰準備額を調整するのに適当なものであるとみられているからである。

然し乍ら支払準備は支払準備率の変更を行わない国にとつても又屢々極めて有益であつた。一定の支払準備率は一定額の過剰準備に基き拡大し得る預金量（訳註、銀行組織全体としての信用供与可能限度の意、一定額の過剰準備に基き信用供与可能限度は理論的には支払準備率の逆数である）を規制するものであるから、公開市場操作によつて通貨信用量を調整する場合にも、（右操作の効果の度合を左右する）有効な基盤を与えるものである。金、外国為替保有高の如き外部要因の変動に伴い過剰準備が増加するに拘らず、国内要因によつて相殺されその結果支払準備が増大しないとか又外部要因によつて支払準備が減少するような場合中央銀行政策によつて相殺されない限り支払準備率が一定であれば、それ自身大きな抑制効果を齎すものである。

各種支払準備制度に関する最近の経験

支払準備に関する諸外国の経験はその銀行制度と金融及び資本市場の構造が米国のそれと非常に異なつておりその直面する問題が相違するため、米国の経験とは当然異つてゐる。

コロンビアでは基本支払準備の変更及び補足的支払準備の賦課及び免除は現在まで主として同国の対外收支の変化に対応して行われたものであり、金及び外国為替の取得が通貨量に与える拡張的效果を相殺するためより高率な支払準備率が課せられ、又金、外国為替の流出の場合には支払準備率は引下げられた。然し乍ら本年四月、金及び外国為替保有高が急激に減少した際にも支払準備額が増額された。右は国内信用が引続き膨脹した為金融当局が為替切下げの危険を軽減するとともに厳格な輸入統制の必要を減少させる為に行われたものであつた。

メキシコにおいては現金支払準備の変更は戦時中金及び外国為替の流入に伴う信用膨脹の危険を相殺するために主として行われた。支払準備制度が変更され、各種政府証券及び特定の種類の銀行貸出を支払準備として認めることとなつた。

従つて支払準備制度は、国家目的に沿うとみなされる銀行貸出の増大を奨励することを目的とした質的信用統制手段としての性格が大きくなり、銀行信用総額の増大を防止する量的手段としてはあまり利用されなかつたかにみえる。質的信用統制手段としては、支払準備制度は通常の質的信用統制手段が持つと同じ弱点、特に各種銀行貸付資金の最終的使途が必ずしも常に明確に規制し得ないという点についての弱点をまぬがれることは出来なかつた。然し、最近に至つて支払準備額の内に中央銀行からのみ獲得し得る或る種の資産を含ませることによつて、この支払準備制度は銀行信用一般の膨脹を抑制するために用いられるに至つてゐる。

オーストラリアでは、特別勘定といわれている特別現金支払準備制度が中央銀行の信用統制の主要手段である。この方式は一般的な支払準備率が制定されず、支払準備率が銀行によつて異なるという点で預金の増加額に対し現金支払準備を必要とする方式の一種の変形とみることが出来る。本制度は一九四一年、大蔵省の赤字財政及び国際収支の受取超過に基く戦時中の銀行資産の流動性の増大を減少させる目的をもつて創設されたものである。戦後外国為替保有高の減少期には、特別勘定制度は国際収支の赤字是正のための信用抑制のための手段としてより、寧ろ外国為替の減少が銀行資産の流動性に与える効果を相殺するために主として用いられた。然し乍ら、一九五五年初期より外国為替保有高が減少した一年間、特別勘定の軽減率は外国為替保有高の減少率を下廻つていたから、銀行資産の流動性は減少した。この抑制的效果は一部商業銀行の政府証券保有高の減少によつて相殺された。これよりさき、銀行が貸出を増大させるのに必要な支払準備を得るために国債を売却したので、中央銀行は一九五四年、銀行は国債及び流動資産の合計額を預金債務の二五パーセント保有しなければならぬとの決定を行つた。かくして中央銀行の金融政策はやりよくなつたと云われている。

ニュージーランドの例は銀行組織はよく発達しているが政府証券市場が極めて狭隘であるという国において支払準備制度が公開市場操作の代用をしているよい事例である。支払準備率を変更することは一九三六年に認められたが一九五二年に至るまではその変更が行われなかつた。ニュージーランドの銀行の支払準備は

各国の支払準備制度

同国の国際収支及び中央銀行の政府預金残高の増減によつて主として影響され、従つて季節的に大きく変化する。一九五二及び五三年の中央銀行の確固たる政策は、銀行の中央銀行預け金(支払準備)が増加しこれを相殺する必要がある場合には支払準備率を引上げることであつた。需要が増大し、銀行貸付が引続き膨脹している今日のニュージーランドでは通貨政策はより重要な役割を背負されてゐる。

ニュージーランド当局者の現在の政策はその公的声明によれば、銀行の中央銀行への預け金、銀行の貸付額及び一般経済情勢の動向如何により支払準備率を小刻みに屢々変更することである。公定歩合も長い間変更されることがなかつたが、現在では再び役割を演ずるに至つたし、支払準備率の引上は現在迄銀行の支払準備に圧迫を加えてきたから銀行は必要準備を獲得するためには中央銀行の借入に依存せざるを得なくなつた。或る銀行は、ロンドン・バランスの売却を通じて、中央銀行預け金(支払準備)を増加させていると伝えられている。蓋し銀行の政府証券保有高は極めて少いから、これを売却しても必要額の支払準備を得ることが出来ないからである。外国為替バランスの売却が支払準備率引上げの効果をどの程度制限しているかは未だはつきりわからない。支払準備に加えられた圧力は既に最近における銀行貸出の動向に反映している。

西独及びオランダは最も米国のそれに類似した形の支払準備制度を採用しており、両国ともよく発達した銀行組織と金融資本市場を有しており又中央銀行が比較的有効な公開市場操作を実施し得る。然し乍ら両国の中央銀行当局は支払準備の変更の目的に対し若干異なる見方をしている。

西独では既に述べた如く、支払準備制度は現行の中央銀行制度を創設した一九四八年の法律によつて出来たものである。更にドイツ・レンダー・バンクは一九五一年商業銀行が大蔵省証券を含め二〇パーセントの流動比率を守ることを要請した。大規模な公開市場操作はドイツ・レンダー・バンクが市場性ある政府証券を多量に獲得した最近の協定が出来るまでは実行可能ではなかつた。(訳註、一九五五年五月レンダー・バンクは手持の非市場国債である永久国債の一部を二〇億マルクを限度として市場債である短期政府証券に交換した。)西独の支払準備率

は創設後一年間は屢々変更されたが一九五三年二月以降は、公定歩合の引上げに続き支払準備率を上げた一九五五年九月迄は変更がなかつた。本年初めの公的発表にある如く、当局者は支払準備率の変更は原則として銀行組織の流動性を構造的に変化させるために行われるものとみている。

これに反しオランダでは支払準備制度は若干より弾力性ある機能を担っているものとみられる。現金支払準備は主として金及び外国為替の流入に伴う銀行組織の流動性の増大を相殺する目的をもつて一九五四年に創設された。その後中央銀行は同国の金及び外国為替準備が増減しても必ずしも常に支払準備率の変更を必要とするものではないと説明している。然し乍ら中央銀行は言を続け、仮令同国の金及び外国為替準備額が不変であつても、公開市場操作に先立つて支払準備率の変更を行うのが望ましいと言つてゐる。事実中央銀行は公開市場操作及び支払準備率の変更を同時に又別個に行つてゐる。

オランダ銀行はこれに加うるに預金債務の三〇乃至四五パーセントの範囲内で、特定政府証券を含む流動的準備を要求することを内容とする補足的現金支払準備を課する権限を有している。商業銀行が各種償還期の短・中期政府証券を多量に保有しているためこの規定はオランダでは一般的に極めて重要な意義を有するものとみられてゐる。この制度は、金融当局者が必要が生じた場合、金融引締の効果が商業銀行の国債の売却によつて効果を減少されることを防止することを目的として設けられたものであると思われ。

結 論

諸外国の商業銀行支払準備制度に関する経験から若干の傾向と典型的問題が出てきている。第一に多数の諸外国が現金とともに国債その他の収益資産を支払準備として認める方式よりも、可変的現金支払準備方式を採用し、もしくは強化しているという事実は注目するに値する。かかる傾向は、質的信用統制から量的、一般的通貨政策に主に依存する方向へ移つた世界的傾向を反映するものであり、また通貨政策の重要性の増大をも示唆する。

経済安定維持のために通貨政策を必要とする場合現金支払準備率の変更は銀行準備金のアベラビリティを増減するのに有力なる手段である。しかし過剰率

備を大幅に増減するためにのみ支払準備率の変更を行う米國と異なり、多くの諸國はこの手段を比較的弾力性のあるものとしてみており、従つて支払準備率をかなり何度も変更したように思われる。国債市場が狭隘なために公開市場操作の實行が不可能な諸國では、支払準備率の変更が公定歩合を有効にする第一の方法のようである。他方公開市場操作の可能な諸國においては支払準備率の変更は公開市場操作と関連して行われ、それによつて通貨政策の有効性と弾力性を増加する。支払準備率の変更が行われなかつたか、または稀にしか行われなかつた諸國においてさえ、支払準備は、中央銀行貸出及び公開市場操作という金融調整のテコが有効に作用する梃子台を与えるものとして屢々役立ちうるものである。

商業銀行の支払準備制度の採用は若干の困難な問題を惹起する。支払準備額を全般的に引上げることの各銀行に与える影響は過剰準備額が銀行間で不均等であるため、特に全国的な支店制度を持たない諸國においてはかなり負担の不均等を生ずる場合がある。このため現在行われる支払準備率変更に向つては事前通告を行い、且つ漸進的な変更がなされている。対外貿易依存度の大きい諸國には右制度と関連して一つの問題がある。即ち此等の諸國では銀行全体の過剰準備額が季節的に大幅な変動を示すため、仮令引締乃至緩和の通貨政策を採つていない期間でさえ、必然的に支払準備率を屢々変更せざるを得ない結果を招くことになる。尚、銀行が多額の国債を保有し、且つそれらを売却または現金償還を受けることによつて追加過剰準備を獲得し得る可能性のある諸國ではいま一つの共通の問題が発生する。しかし多くの諸國では戦後初期の米國の例にみられた如く売却したいと思ふ国債が常時固定価格でいつでも容易に売却できるというわけではなから、多くの國ではこれは大した問題とはならなかつた。中央銀行が国債価格支持を放棄したことは斯様に信用政策の一手段としての支払準備率の変更の効力を高めることに与つて力があつた。

全般的に、商業銀行の支払準備制度及び準備率の変更という機能は公定歩合及び公開市場操作とともに発達した金融市場及び銀行制度を有する諸國において通貨政策が有効に作用する上に重要な役割を果たし、又金融政策の未発達な諸國

においても金融統制の有効性に非常に貢献している。それ故にこの特殊な金融政策手段は多数諸国の金融当局が国内的及び国際収支の経済的、金融的バランスを保持する上に大なる価値のあることを証明した。

(参考) 諸外国現金支払準備率
アメリカ

| | 要求払預金 | | | 定期性預金 | | |
|-----------|-------|-----|-----|-------|----|----|
| | 最高 | 最低 | 現行 | 最高 | 最低 | 現行 |
| 1 中央準備市銀行 | 二六% | 一三% | 二〇% | 六% | 三% | 五% |
| 2 準備市銀行 | 二〇 | 一〇 | 一八 | 六 | 三 | 五 |
| 3 地方銀行 | 一四 | 七 | 一二 | 六 | 三 | 五 |

西ドイツ

| | 要求払預金 | | | 定期性預金 | | | 貯蓄預金 | | |
|------|-------|----|-----|-------|----|----|------|----|----|
| | 最高 | 最低 | 現行 | 最高 | 最低 | 現行 | 最高 | 最低 | 現行 |
| 銀行地 | 二〇% | 八% | 一二% | 一〇% | 四% | 八% | 一〇% | 四% | 五% |
| 非銀行地 | 二〇 | 八 | 一〇 | 一〇 | 四 | 八 | 一〇 | 四 | 五 |

(註) 1 「銀行地」は州中央銀行本支店の所在地金融機関、「非銀行地」はそれ以外の地のものをいう。
2 要求払預金及び定期性預金の現行準備率は預金総額五千万ドイツ・マルク以上の金融機関に対するもの。

| カナダ | 預金債務 | | | 現金及び特定債務 | | |
|----------|------|----|----|----------|-----|--|
| | 最高 | 最低 | 現行 | 最高限度 | 基準 | |
| 預金債務 | 一二% | 八% | 八% | 一五% | 一〇% | |
| 現金及び特定債務 | | | | | | |

各国の支払準備制度